

岐阜市民病院ボランティア活動実施要領

平成18年9月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、病院ボランティア活動の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、岐阜市民病院（以下「当院」という。）におけるボランティア活動（以下「病院ボランティア活動」という。）の実施に関する手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 病院ボランティア活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 院内の場所の案内
- (2) 受付の案内
- (3) 再診受付機の案内
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院長が適当と認める活動

(活動日及び活動時間)

第3条 病院ボランティア活動の活動日は、当院の開院日とする。

2 病院ボランティア活動の活動時間は、原則として午前8時15分から11時15分までとする。ただし、病院長は必要に応じて活動時間を変更することができる。

(登録等)

第4条 病院ボランティア活動を行うことができる者は、原則として20歳以上の者で、かつ、個人での申込者とする。

- 2 病院ボランティア活動を希望する者（以下「病院ボランティア希望者」という。）は、ボランティア登録申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、病院長に申請するものとする。
- 3 病院長は、面接の結果、申請を適当なものと認めたときは、病院ボランティア希望者に健康診断を受診させるものとし、その費用は、当院が負担するものとする。
- 4 病院ボランティア希望者は、誓約書（様式第2号）を病院長に提出しなければならない。
- 5 病院長は、健康診断の結果を確認の上、ボランティア登録者名簿（様式第3号）に登録し、病院ボランティアとしての活動を許可するとともに必要な研修を受講させる。
- 6 病院長は、前項の規定により許可を得た者（以下「病院ボランティア」という。）にボランティア許可証（様式第4号。以下「許可証」という。）を発行するとともに、当院が指定する被服（以下「貸与衣」という。）を貸与する。

(ボランティア活動保険)

第5条 病院ボランティアは、その活動に際し、ボランティア活動保険に加入しなければならない。この場合において、ボランティア活動保険の加入の費用は、病院ボランティア本人が負担するものとする。

(登録の抹消等)

第6条 病院長は、病院ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、病院ボランティアの登録を抹消し、活動の許可を取り消すことができる。

- (1) 病院ボランティアを辞退する旨の申出があった場合
- (2) 第10条各号の遵守事項に違反する行為があった場合
- (3) ボランティア活動の円滑な推進を著しく阻害したと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院長が特に必要があると認めた場合

2 前項第1号に規定する申出は、ボランティア登録辞退届（様式第5号）により行うものとする。

3 病院ボランティアは、病院ボランティアを辞退した場合又は登録が抹消された場合は、直ちに許可証及び貸与衣を返却しなければならない。

（活動報告）

第7条 病院ボランティアは、翌月の病院ボランティア活動の予定を各月の25日までにボランティア活動予定表（様式第6号）により病院長へ提出するものとする。

2 病院ボランティア活動の調整等を行うため、病院ボランティアコーディネーターを置くものとする。

3 病院ボランティアは、毎月の活動内容を翌月の10日までにボランティア活動報告書（様式第7号）により病院長へ提出するものとする。

（健康管理）

第8条 病院ボランティアは、年1回職員と同様な健康診断を受けるものとし、その費用は当院が負担するものとする。

2 病院は、前項に掲げるもののほか、病院長が必要があると認める予防接種を病院ボランティアに対して行うものとし、その費用負担については、職員の例によるものとする。

（研修）

第9条 病院長は、病院ボランティアに対し、病院ボランティア活動の円滑な推進のため、必要に応じて研修を行うものとする。

2 病院ボランティアは、前項の研修を受講しなければならない。

（遵守事項）

第10条 病院ボランティアは、病院ボランティア活動に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与衣を着用し、許可証を胸につけて病院ボランティア活動を行うこと。

(2) 岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）その他の院内規則等の諸規定を遵守し、当院の指示に従い誠実に活動すること。

(3) 当院の秩序を乱すような行為又は信用を傷つけ、若しくは不名誉となる行為をしないこと。

(4) 病院ボランティア活動中に知り得た患者情報を含む一切の秘密を漏らさないこと。ボランティア活動を辞退した後又は活動許可の取消し後においても、同様とする。

（損害賠償）

第11条 病院ボランティアが故意又は過失により当院に損害を与えたときは、その賠償しなければならない。

（事務）

第12条 ボランティアに関する事務は、看護部、病院政策課及び医事課において処理する。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、病院ボランティア活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 18年10月 1日から施行する。